

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 業者名及び住所

業 者 名	住 所	備 考
パナソニック E W エンジニアリング株式会社	大阪府大阪市中心区城見 2-1-61	

2. 措置期間 令和 7 年 5 月 8 日～令和 7 年 8 月 7 日（3 か月）

（※入札参加資格を有しない別添名簿の 3 者は指名停止の対象ではないが、今後、有資格者となった場合、名簿の該当期間の指名停止措置を行う。）

3. 指名停止措置の適用範囲 工事、役務

4. 事実概要

建設業法第 26 条第 1 項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。また、パナソニック E W エンジニアリング株式会社及びパナソニック環境エンジニアリング（株）は建設業法第 15 条第 2 号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。当該事実が建設業法第 28 条第 1 項に該当するとして、令和 7 年 1 月 31 日、それぞれ所管地方整備局長より営業停止処分、前述の 2 者は営業停止処分及び指示処分を受けた。

5. 措置理由

「土浦市工事請負業者等指名停止等措置要綱」（平成 11 年 3 月 31 日告示第 22 号。以下、「指名停止等措置要綱」という。）第 2 条第 1 項及び別表第 2 第 14 項に該当。

〈指名停止等措置要綱〉

措 置 要 件	期 間
別表第 2 14 有資格者が、建設業法第 28 条の規定に基づく次に掲げる監督処分（同条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当し、監督処分を受けたときを除く。）を受けたとき。 （1） 指示処分を受けたとき。 （2） 営業停止処分を受けたとき。	当該認定をした日から 2 月以上 6 月以内 当該認定をした日から 3 月以上 9 月以内

問 合 せ 先

土浦市総務部管財課契約検査係
土浦市大和町 9 番 1 号
電話 029-826-1111 （内線）2226、2227

番号	事業者	住所	該当期間
----	-----	----	------

1	パナソニック環境エンジニアリング（株）	大阪府吹田市垂水町 3-28-33	令和7年5月8日から 令和7年8月7日まで （3か月）
2	パナソニックリビング（株）	東京都中央区築地 5-3-3	令和7年5月8日から 令和7年8月7日まで （3か月）
3	パナソニック産機システムズ（株）	東京都墨田区押上 1-1-2	令和7年5月8日から 令和7年8月7日まで （3か月）